

婚姻届

～ご結婚おめでとうございます～



婚姻届は 24 時間受け付けます。

平日の開庁時間でしたら町民課へ、それ以外の時間帯でしたら庁舎北側の
時間外受付へお渡しください。

【必要なもの】

- ・ 本人確認書類

1 点でよい書類	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等
2 点必要な書類	資格確認書・年金手帳・介護保険証・社員証・学生証等

- ・ 認印

その他の関連する手続き（砥部町役場本庁）

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
町民課 戸籍住民係 ☎962-2026	☐ 戸籍	・ 婚姻届を出されたら、今回の婚姻の内容が戸籍に記載されます。 ・ 婚姻届を提出した市区町村と本籍地が異なる場合は、今回の婚姻の内容が反映されるまでに 1 週間程度かかります。
	☐ 住民登録	・ 婚姻届を出されたら、今回の婚姻の内容が住民票に記載されますので、氏や本籍地の変更を届け出る必要はありません。 ・ 婚姻届を提出した市区町村と住所地が異なる場合は、今回の婚姻の内容が反映されるまでに 1 週間程度かかります。 ・ 住所を異動する場合は手続きにお越しください。
	☐ 印鑑登録	・ 氏の変更がない場合は手続きは必要ありません。 ・ 婚姻によって氏が変わり、登録印に変更前の氏が含まれている場合は、登録が抹消されます。抹消の通知をお送りしますので、必要でしたら新たな氏名の印鑑で登録申請をお願いします。 【登録する印鑑・官公署発行の顔写真付き本人確認書類（免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）】 ※顔写真付き本人確認書類がない場合や、代理人による手続きの場合は他の登録方法をご案内しております。登録までに日数がかかります。ご了承ください。
	☐ マイナンバーカード	氏名・住所等が変更になる場合はカードをお持ちください。新しい氏名・住所を記入し、継続して利用するための手続きをします。 【カード・暗証番号】
	☐ 住民基本台帳カード	
	☐ 電子証明書	電子証明書の機能は、氏名・住所の変更により失効します。引き続き利用を希望される方は申請をしてください。 【マイナンバーカード・暗証番号】 ※平成 28 年 1 月より、住民基本台帳カードへ電子証明書を搭載することはできません。
町民課 環境衛生係 ☎962-7446	☐ 旧氏併記	・ 婚姻前の氏を住民票等に記載ができます。 ・ 登録している旧氏の変更・削除したい場合も申請が必要です。
	☐ 飼い犬	・ 氏名及び所在地が変更する場合は申請が必要です。
税務課 町民税係 ☎962-2061	☐ 町税	□座名義人の氏名が変更になる場合は、□座振替変更の手続きが必要です。
	☐ 町県民税	・ 申告時に、配偶者控除の申請ができる場合があります。 ・ 給与所得の方は、年末調整時に勤務先でご確認ください。

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	☐ 国民健康保険	・氏名変更や住所変更に伴い、新しい保険証をお渡しします。 ・砥部町国保から他の保険に加入する場合は、新しい保険証ができてから、資格喪失の届け出をしてください。 【新しい保険証または資格取得証明書・砥部町国民健康保険】 ・他の保険から砥部町国保に加入する場合は、資格取得の届け出をしてください。 【資格喪失証明書】 ・保険料のお支払いで口座振替を希望する場合は手続きが必要です。 【口座のわかるもの・通帳届出印】
	☐ 後期高齢者医療	氏名変更や住所変更に伴い、新しい保険証を後日郵送します。限度額適用認定証等をお持ちの場合は保険証に併せて郵送します。
	☐ 国民年金	・国民年金(1号)被保険者は、手続きはありません。年金手帳の氏名変更欄はご自分でご記入ください。納付書はそのままお使いください。 ・婚姻により厚生年金等の被保険者(3号)になる方は、配偶者の勤務先で手続きをしてください。
	☐ 重度心身障害者医療	・受給者・保護者の氏名が変更になる場合は手続きが必要です。 【受給者証】
	☐ 子ども医療(高校生以下)	・保険証が変更になる場合は手続きが必要です。 ※新しい保険証ができてからの手続きとなります。 【受給者証・新しい保険証】
	☐ ひとり親家庭医療	資格喪失手続きが必要です。 【受給者証】
介護福祉課 障がい福祉係 ☎962-7255	☐ 身体障害者手帳	氏名・住所等が変更になる場合は手続きが必要です。 【手帳】
	☐ 療育手帳	
	☐ 精神障害者保健福祉手帳	
介護福祉課 介護保険係 ☎962-7255	☐ 介護保険	氏名が変更になる場合、被保険者証、負担割合証および負担限度額認定証(お持ちの方のみ)を新しいものと交換します。 ※世帯の課税状況等の変化により負担限度額の段階が変更になる場合、改めて審査を行うため再度申請を行っていただきます。 【被保険者証・負担割合証および負担限度額認定証(お持ちの方)】

令和6年4月1日現在

砥部町役場

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地 TEL(089)962-2323 FAX(089)962-4277

その他の関連する手続き(砥部町中央公民館)

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
学校教育課 ☎962-4820	☐ 町立小中学生の保護者	お子さんの保護者に変更がある場合は、担任の先生にご連絡いただくか、窓口でお伝えください。
子育て支援課 子ども福祉係 ☎962-6299	☐ 児童手当(公務員を除く)	受給者が変更になる場合は手続きが必要です。原則、変更後の受給者へは手続きされた翌月分から対し支給されます。 【請求者名義の口座のわかるもの・マイナンバーのわかるもの】
	☐ 児童扶養手当	資格喪失の手続きが必要です。 【児童扶養手当証書】

令和6年4月1日現在

砥部町中央公民館

〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内1369番地 TEL(089)962-4822 FAX(089)962-4897